ケ　棟名　職員宿舎⑴　建物用途　職員宿舎　構造・階数　ＲＣ造４階　建築面積　472㎡　延べ面積　1,796㎡
コ　棟名　職員宿舎⑶　建物用途　職員宿舎　構造・階数　ＲＣ造３階　建築面積　640㎡　延べ面積　1,825㎡
サ　棟名　自転車置場⑴　建物用途　自転車置場　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　20㎡　延べ面積　20㎡
シ　棟名　自転車置場⑶　建物用途　自転車置場　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　20㎡　延べ面積　20㎡
ス　棟名　自転車置場⑷　建物用途　自転車置場　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　20㎡　延べ面積　20㎡
セ　棟名　プロパン庫　建物用途　プロパン庫　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　18㎡　延べ面積　18㎡
ソ　工事種目　建築一式工事
タ　その他　既存管理棟模様替（模様替面積約1,120㎡）、既存庁舎模様替（模様替面積約144㎡）、既存経理棟模様替（模様替面積約1,440㎡）、既存医務病舎棟改修、工作物（単独運動場、共同運動場、物干場、外塀撤去・復旧（約９ｍ）、オイルタンク基礎、蒸気配管架台、ゴミ置場）、外構、取壊し
チ　工事範囲　上記工事（入札説明書による。）

⑹　工期　平成25年１月31日まで（指定部分：領置庫棟、渡り廊下⑵、渡り廊下⑶、静穏室⑴、静穏室⑵、工作物（単独運動場、共同運動場）については、同24年６月30日まで、炊場・講堂棟、渡り廊下⑴、用具庫については、同24年９月28日まで、職員宿舎⑴、職員宿舎⑶、自転車置場⑴、自転車置場⑶、自転車置場⑷、プロパン庫、工作物（ゴミ置場）、外構⑶、外構⑷、取壊し⑶については、同24年10月19日まで）

⑺　使用する主要な資機材　鉄筋約500ｔ、鉄骨約450ｔ、コンクリート約4,700㎥、ガラス約1,000㎡

⑻　本工事は、工事施工期間中における施工計画等の技術的提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う、施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。

⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）に基づき、住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結等が義務付けられた工事である。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

⑵　本工事の業種区分（建築一式工事）において、法務省の平成23・24年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　法務省の平成23・24年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,200点以上であること。

⑷　平成８年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準をすべて満たす本工事と同種又は類似の新営工事（以下「同種又は類似工事」という。）のうち、地業工事から完成までの施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）。

なお、施工実績は、原則として、建物１棟で判断する（ただし、増築の施工実績を提出した場合又は建物１棟を複数工区に分割して発注されている場合においてこのうち１工区以上の新営の施工実績を提出した場合には、地業工事から完成までの施工実績を有する場合に限り、当該部分を建物１棟とみなす。）ので留意すること。

また、複合的な用途を持つ建物については、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積がその過半を占めている場合には建物全体を施工実績として認める。

他方、その過半を占めていない場合には、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

ア　同種工事

⑺　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）

⑴　構造・階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造地上２階建以上

Ｓ造については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。ＳＲＣ造及びＲＣ造には、ＰＣ造及びPCa造を含む。

⑼　建物規模　延べ面積　2,500㎡以上

⑽　工事種目　建築一式工事

イ　類似工事

⑺　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設

⑴　構造・階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造地上２階建以上

Ｓ造については、建築基準法施行令第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。ＳＲＣ造及びＲＣ造には、ＰＣ造及びPCa造を含む。

⑼　建物規模　延べ面積　2,500㎡以上

⑽　工事種目　建築一式工事

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を入札日の翌日から14日以内に本工事に専任で配置することができること。

ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成８年度以降に、元請として完成引渡しが完了した上記⑷ア又はイに掲げる同種又は類似工事について、地業工事から完成までの経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）。

ウ　所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と３か月以上の雇用関係にあること。

⑹　本工事に経常建設共同企業体として競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出する場合には、その構成員が、単体として申請書及び資料を提出していないこと（事業協同組合についても同様とする。）。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成７年１月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注業者（協力事務所を含む。）でないこと又は当該受注業者（協力事務所を含む。）と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⑼　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑽　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「価格」、「本工事における「収容区域内工事における保安対策上の仮設計画」及び「改修工事における騒音対策」に関する施工計画」、並びに「施工体制」をもって入札を行い、次の要件に該当する者のうち、⑵によって得られる数値（評価値）の最も高い者を落札者とする。

ただし、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定する。